

# 演習（事例検討）

## 1 はじめに

児童虐待については、平成12年に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために「児童虐待の防止等に関する法律」（「児童虐待防止法」）が制定された。しかしそれ以降も、全国の相談件数は増加しており、県内においても深刻なケースが見られることから、発生予防から早期発見・早期対策への重点的な取組を一層進める必要がある。

児童虐待防止法により、学校・児童福祉施設及び学校の教職員・児童福祉施設の職員には虐待の早期発見の努力義務が、また発見者には通告の義務が課せられており、令和元年6月に児童虐待防止法等の改正法が成立し、親権者等による体罰禁止が法定化（令和2年4月施行）されたことにより、これまで以上に児童虐待が疑われる事案に対して、教職員・保育従事者一人一人がアンテナを高くたて適切に対応できるよう、学校園としての対応の流れや、子どもや保護者に対する支援の在り方等についての理解と認識を深めることが大切である。

## 2 研修プログラム

### （1）研修のねらい

児童虐待が疑われる子どもを発見したときの学校としての初期対応や、子どもへの支援や保護者に対する対応、関係機関との連携について理解を深める。

### （2）研修の流れ（60分+助言者から総括30分）

時間	活動内容	留意点
導入 5分	1 本日の研修のねらいを確認する。	○本研修の趣旨説明を聞く。 ○グループづくりを行い、進行係、記録係、発表係を決める。
展開 20分	2 〈ワークシート〉の事例についての「1 初期対応」を考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【5分】	○誰が、どこに、どのような対応をしていくのか具体的に書く。 ○自校の体制の見直しと組織としての対応を確認する。
	3 記入した内容について、各グループで話し合う。【10分】	※適宜、隣グループ同士で意見交換
	4 グループで話し合った内容を（4～5グループ程度）発表し、全体で共有する。【5分】	※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30. 3）」の

		<p>6ページ参照</p> <p>※「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省令和2年6月改訂版）」の9ページ参照</p>
	<p>～休憩10分～ （予備・調整+5分）</p>	
20分	<p>5 「2 支援・対応や連携の仕方」について考え、各自で〈ワークシート〉に記入する。【5分】</p>	<p>○「本人に対しての支援」「母親に対しての対応」「継父に対しての対応」「関係機関との連携」の4つの視点から考える。</p>
	<p>6 記入した内容について、各グループで話し合う。【10分】</p>	<p>※適宜、隣グループ同士で意見交換</p>
	<p>7 グループで話し合った内容を（4～5グループ）程度発表し、全体で共有する。【5分】</p>	<p>※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き（第二版）（岡山県教育庁人権教育課 H30.3）」の12～17ページ参照</p> <p>※「学校・教育委員会向け虐待対応の手引き（文部科学省令和2年6月改訂版）」の26ページ～、33ページ～参照</p>
助言 30分	<p>8 助言者から、虐待対応に関する助言を聞く。</p>	<p>○助言者から、<u>グループ協議</u>や<u>全体発表</u>等を踏まえ、関係機関と連携する上での留意点や、その必要性、具体的な例などを聞く。</p> <p>○虐待を疑ったら、一人で抱え込まず、まず、管理職に相談し組織で対応すること、通告は支援の始まりであり、定期的に関係機関等と連絡を取り合うことが大切であることを確認する。</p>
その他	<p>・ 関係機関の職員を助言者に、担当グループでの助言をいただく。</p>	

〈ワークシート〉

継父による本人への性的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

本人A（高2女子）、母、継父、妹（中2女子）、継父との間にできた弟（2歳）、弟（1歳）の6人家族。Aが中学2年生の時に再婚、継父は会社勤務をしており、母親もパート勤務であるが、帰りが遅くなることもある。

Aは大人しく友達が少ない。文化部に所属し、積極的に練習に参加していたが、1学期末頃から、練習を休む日や学校を遅刻、欠席する回数が増えた。夏休み明けの2学期始めに、Aが保健室で養護教諭に「自傷行為をしてしまった」と相談した。

翌日、養護教諭と担任がAに自傷行為の理由を聞くと、「継父のことで」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが高1の頃から継父が風呂場を覗いたり、布団に入ってくるのがあったりしたが、誰にも相談できず、我慢をしていた。「このことは、親に言うと心配するから絶対に誰にも言わないでほしい」と涙を流しながら話した。

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

• 子どもへの対応について

• 教職員同士との連携

• 記録について

～通告の判断に当たって～

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告しなければならないと規定されています。虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

○ 学校が通告を判断するに当たってのポイント

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）</li><li>② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること</li><li>③ 保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること</li><li>④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと</li></ul> |
|--|

2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や母親や継父に対する「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければいけないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 児童相談所への通告に際して</li><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><li>• 警察等への通報に際して</li><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><li>• 「一時保護」になった場合の対応</li><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><br/><li>• 「一時保護」解除後の対応</li></ul> |
|--|

「母親に対して」

--

「継父に対して」

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes related to the topic above.

「関係機関との連携」

A large, empty rectangular box with a thin black border, intended for handwritten notes related to the topic above.

MEMO

A large, empty rounded rectangular box with a thin black border and rounded corners, intended for handwritten notes.

# 対応例

〈ワークシート〉

継父による本人への性的虐待の事例（高等学校）

〈事例〉

本人A（高2女子）、母、継父、妹（中2女子）、継父との間にできた弟（2歳）、弟（1歳）の6人家族。Aが中学2年生の時に再婚、継父は会社勤務をしており、母親もパート勤務であるが、帰りが遅くなることもある。

Aは大人しく友達が少ない。文化部に所属し、積極的に練習に参加していたが、1学期末頃から、練習を休む日や学校を遅刻、欠席する回数が増えた。夏休み明けの2学期始めに、Aが保健室で養護教諭に「自傷行為をしてしまった」と相談した。

翌日、養護教諭と担任がAに自傷行為の理由を聞くと、「継父のことで」と答えた。心配した担任がさらに詳しく話を聞くと、Aが高1の頃から継父が風呂場を覗いたり、布団に入ってくるのがあったりしたが、誰にも相談できず、我慢をしていた。「このことは、親に言うと心配するから絶対に誰にも言わないでほしい」と涙を流しながら話した。

1 この事例を把握した後、どのように対応したらよいと考えますか。「初期対応から通告前まで」について考えてみましょう。（時系列で考えてください）

記  
録  
を  
と  
る

① 管理職に相談・報告をする。 一人で抱え込まない

※ただし、性的虐待はデリケートな問題であり、情報管理は適切に行うこと。

② 子どもへの対応。

→ 安全確認を行う。

→ 置かれている状況について、子ども自身から聴き取る。（話しやすい場づくり、子どもの言葉のままに聴き取る。）

→ 聴き取る時には受容的態度、共感的態度で行う。

※性的虐待の内容を聴き取るのは1回限りにする。

→ 誰にも言わないという約束はしない。

→ 妹への被害も懸念されるため、妹の通う中学校に連絡を取り、情報収集・共有に努める。

③ 校内組織会議を開く。※虐待担当者等を確認しておく。また、児童相談所など外部機関の対応窓口担当者（教頭など）を明確にすること。

※ただし、性的虐待はデリケートな問題であり、情報管理は適切に行うこと。

（メンバー例：管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、担任、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）など）

情報を集める（市町村の相談窓口等）。

→ 通告について検討する。

→ 初期対応について検討する。

### 【記録の留意点について】

※ 学校での記録が、児童相談所等における判定時の資料や、支援のためのネットワーク会議である「要保護児童対策地域協議会」への貴重な情報となる。事実に基づいた正確な記録が必要。【客観的な情報と主観的な情報(所見など)は分けて掲載】

- ・ 根拠の記録
  - 虐待を疑った根拠となる事象について具体的、時系列で記録
- ・ 子どもの訴えの記録
  - 子ども自身からの訴えの場合は、子どもの言葉で記録、表情や態度も記録（性的虐待の場合は、子どもの証言が唯一重要な手掛かりとなる）
- ・ 情報の記録
  - 直接または伝聞の情報の区別
- ・ 保護者の話の記録
  - 保護者からの電話や面談、日時や内容、様子を経過に従い具体的に記録
- ・ 傷やあざ等の記録
  - 傷やあざについてスケッチなど必要に応じて記録。
  - もっとも有効な記録は医師の診断書。

#### ④ 保護者への対応。

→ 家に帰ることが遅くなることを連絡する。

#### ⑤ 関係機関との連携(通報、通告等)。 ※③～⑤の詳細は後半演習部分に記載

2 Aから相談を受けた後、学校は本人への「支援」や母親や継父に対する「対応」について、関係機関とどう「連携」すべきか、また、どんなことに留意しなければならないでしょうか。自分の考えを具体的に書いてみましょう。※通告して終わりとならないようにしましょう。

「本人に対して」

#### ○ 児童相談所等への通告に際して

- ・ 通告前から通告後の後の対応も含めてチームで対応する。
- ・ 子どもからの聞き取りは、2名の教職員で対応する。子どもの訴えを聞いた先生ともう1人で聞く。子どもには、「大事な話なので、もう1人の先生と一緒に聞きたい。」と子どもに話す。(※但し、聞き取りは1名で行い、もう1人は正確な記録を取るようにする。)
- ・ 「誰にも言わない。」等の約束はしない。「あなたを守るためにはほかの人に話して一緒に考えることが必要。」と根気強く子どもを説得する必要がある。
- ・ あまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしない。原則1回限り。(詳しい聞き取りは、児童相談所職員や市町村(虐待対応担当課)職員など専門の部署が対応する方が望ましい)
- ・ 児童相談所通告後、教育委員会等設置者へも報告をする。

#### ○ 警察への通報に際して

- ・ 事案の概要のほか、子どもの生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝える。
- ・ 警察通報後、教育委員会等設置者へも報告する。

#### ○ 「一時保護」になった場合の対応

- ・ 児童生徒の一時保護中の生活指導や学習指導に関して、児童相談所と連携して対応する。

- ・ 一時保護所の学習環境が、指導要録上出席扱いとすることができるかを判断する。(一時保護所等において一定の要件を満たす指導・相談を受けた日数)

○「一時保護」解除後の対応

- ・ クラスメイトに対して事前に配慮を促しておく。
- ・ 普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていく。
- ・ 気になる点があれば、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談する。
- ・ 本人のケアができるよう定期的な教育相談や性犯罪被害相談電話(#8103)、子どもの人権110番など自ら相談できるような窓口を知らせていく。

「母親に対して」

- ・ 学校での本人の様子を知らせたり、家庭での様子を聞いたりする。
- ・ 今後の生活を改善するための方法を一緒に考える。

○ 本人が「一時保護」になった場合

- ・ 一時保護中は児童相談所を通じて母親の動向や意向を確認しながら、今後の方向性について見通しを立てておく。 など

「継父に対して」

- ・ 全職員が、継父からの問合せ等への対応を共通理解しておく。

※通告したことで、継父から苦情を言われた際、次の点に留意して対応する。

① 来校した時は必ず複数の教員で対応する。

② 学校が通告したか否かを論点にしない、させない。

学校が通告したかどうかを尋ねられた際は、「通告者の秘密を守るという法律の趣旨から、それについてはお答えできません」

③ 子どもが一時保護になった場合は「一時保護は児童相談所の判断です。学校が決定したことではありません」と、状況に応じて対応する。

- ・ 継父から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察、弁護士等に連絡しておく。 など

「関係機関との連携」

- ・ ケース会議(校内ケース会議、要保護児童対策地域協議会ケース会議)を通して、市町村又は児童相談所等と情報交換し、情報共有に努める。
- ・ 定期的又は状況の変化等に応じて、市町村又は児童相談所等と連絡を取り合い、対応方針や留意事項を共通理解しておく。
- ・ 市町村や児童相談所の求めに応じ、概ね1か月に1回程度、出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供する。
- ・ 理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合は、速やかに市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に情報提供する。
- ・ 妹の通う学校と連絡を取り合い、情報交換をする。 など